

(別紙) ぐんま快疎化リーディングプラン (群馬県過疎地域持続的発展方針) に対する意見

号	提出された意見の概要 (要旨)	意見に対する考え方	意見の採択により改正した箇所の有・無	改正箇所	
				改正前	改正後
1	始動人教育について学校教育に関連した表現を追加してほしい。	御指摘を踏まえ、16ページの表現を修正しました。	有	16ページ (7) 始動人教育、人材の育成 過疎地域を持続可能的に発展させていく上では、地域における中核となる人材 (始動人) の育成が不可欠です。 (略)	16ページ (7) 始動人教育、人材の育成 過疎地域を持続可能的に発展させていく上では、 <b>学校教育と地域活動の両面から</b> 地域における中核となる人材 (始動人) の育成が不可欠です。 (略)
2	教育の振興について「地域探究」の視点を入れてほしい。	御指摘を踏まえ、35ページの表現を修正しました。	有	36ページ (4) 地域の特色や魅力を活かした教育 (略) また、積極的に地域の方々が学校の教育活動へ関わるほかに、児童生徒が地域活動へ参加するなど、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働する中で、地域の将来を担う人材の育成に努めます。 (略)	35ページ (4) 地域の特色や魅力を活かした教育 (略) また、積極的に地域の方々が学校の教育活動へ関わる <b>一方で、地域学習や地域探求を通じて</b> 児童生徒が地域活動へ参加するなど、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働する中で、地域の将来を担う人材の育成に努めます。 (略)
3	教育の振興について、文科省の文書 (例: 「令和の日 本型学校教育」) の構築を目指して、2021.) を引用し、目新しい表現にしてほしい。	御指摘を踏まえ、35ページの表現を修正しました。	有	意見2の改正箇所と同じ	
4	「疎な」とは何でしょうか。修飾語として使うことは適当でしょうか。	「疎」については、策定の趣旨で「人口が密ではない」状態として「疎」を説明しております。一般的には「人口密度が疎な地域」といった使われ方をしております。過疎地域は人口減少の影響により様々な地域課題が深刻化・複雑化している地域であり、特に疎の状態が顕著な地域であると言えます。	無	—	—
5	過疎地域は条件不利地域と言っているが、過疎地域指定の解説などはありますか。	過疎地域の指定については、対象地域で説明しております。	無	—	—
6	「開疎」や「ソーシャル・グッド・ディスタンス」の意味が分かりづらい。解説が必要ではないか。	「開疎」については、「開放的で人口が密ではない疎である空間」と説明しております。新・群馬県総合計画 (ビジョン) においても引用されている用語で、慶應義塾大学教授の安宅和人氏によって示されている考え方になります。ソーシャルグッドディスタンスについては、御指摘を踏まえ、9ページの表現を修正しました。	有	9ページ (2) 群馬県の過疎地域の価値と役割 (略) こうした「開疎」で「ソーシャル・グッド・ディスタンス」が保たれた空間は、 (略)	9ページ (2) 群馬県の過疎地域の価値と役割 (略) こうした「開疎」で、 <b>身体的にも精神的にもちょうどよい距離感が保たれている</b> 「ソーシャル・グッド・ディスタンス」がある空間は、 (略)
7	「快疎な本県の特徴」に関する解説がない。	快疎とは開放的で人口が密でない疎である空間「開疎」に、他にはない価値が加わり、空間的にも精神的にもより安定した快適な状況のことで、新・群馬県総合計画「ビジョン」でも、県全体でその実現を目指すこととしています。 本県過疎地域は、特に「疎」な空間や再生可能エネルギーを含む豊かな資源の自立分散が可能な土壌、個性的で圧倒的な魅力のある自然・歴史・文化などが備わっている旨を説明しており、これらが本県過疎地域の特徴となっております。	無	—	—

(別紙) ぐんま快疎化リーディングプラン (群馬県過疎地域持続的発展方針) に対する意見

号	提出された意見の概要 (要旨)	意見に対する考え方	意見の採択により改正した箇所の有・無	改正箇所	
				改正前	改正後
8	汚水処理施設の整備については、過疎地域の特性に配慮の意味が分からない。処理場は過疎地域外に作る可能性の方が高くないか。	本県過疎地域は利根川の上流地域として役割と責任を担っており、また、汚水処理施設の整備にあたっては、各市町村の策定する生活排水処理基本計画に基づき、公共下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント、合併浄化槽といった各種の方法により積極的に進める旨を記載しております。	無	—	—
9	障害のある人の生活について、実際には家族や支援者の助けが不可欠ですが、過疎地域では社会的資源が少ない地域もある。具体的に何ができるのか。	各市町村が策定している市町村過疎地域持続的発展計画において、障害者福祉施設の維持管理や交通弱者対策、福祉医療費の給付等の取組を進めております。	無	—	—
10	社会教育施設等の整備について、公共施設の維持管理や共同利用の検討で維持していくとあるが、DX等で何かできることはないか。	各市町村が策定している市町村過疎地域持続的発展計画において、デジタルトランスフォーームの推進については取組を進めます。	無	—	—
11	地域運営を地域住民が自ら考える必要があり、このためのまちづくりビジョンやまちづくり協議会の手引きの作成など地域運営組織の構築を、過疎市町村と連携して進めてほしい。	集落機能の維持・確保や共助の持続化を図るためには、地域住民が主体となって持続的に地域課題の解決や地域活性化に取り組む必要があります。県では、市町村と協力しながら、補助事業等により地域運営組織の活動を支援しています。	無	—	—
12	スポーツツーリズムについて、各市町村が連携した周遊開催や新たな種目など、県と市町村がより連携したPRや開催内容の検討をしたらどうか。	本県は地形を活用したアウトドアスポーツを楽しめる環境にあり、多彩なアウトドアスポーツが体験できます。豊かな自然を活かしたアウトドアスポーツの情報発信、旅行会社と連携したツアーの提案等、地域資源を活用したスポーツツーリズムを推進することとしています。(県スポーツ推進計画から)	無	—	—
13	地域への「誇り」「愛着」「共感」をもち、「地域のために自ら関わっていくこうとする気持ち」を向上させるため、理念条例としての「ぐんまシビックプライド条例(仮称)」の制定をしたらどうか。	シビックプライドの醸成は様々な施策を推進していく上で考慮すべき重要な課題であると考えております。新・群馬県総合計画(基本計画)においても様々な分野を通じた地域への誇りを醸成することがうたわれています。本方針や総合計画を踏まえ、具体的な施策の検討を進め、取り組んでまいります。	無	—	—
14	障害のある人のための対策を推進していただきたい。	障害のある人のための対策については、方針にも記載されているとおり、相談支援体制の充実、就労による自立の促進、日中活動や住まいの場の確保、県民理解の促進といった施策を総合的に推進します。頂いた御意見については、今後、具体的な取組を検討する際の参考にさせていただきます。	無	—	—
15	教育では都市部の児童等の山村留学等、受け入れてはどうか。	県内では高崎市や上野村が山村留学に取り組んでおり、成果を挙げております。頂いた御意見については、今後、具体的な取組を検討する際の参考にさせていただきます。	無	—	—